

TPP協定を今国会で批准しないことを求める意見書

TPP協定（環太平洋経済連携協定）は、今年2月4日に調印し12か国の批准作業に移りましたが、2016年8月現在で関連法まで含めて完全に批准した国はありません。

周知のとおり、政府が先の通常国会に示した交渉過程の資料は、タイトルと日付以外はすべて黒塗りというひどいものでした。国民への説明や情報公開は極めて不十分であります。

協定内容も問題です。米麦での輸入拡大、牛・豚肉での関税引き下げなど重要農産品5品目の全てで大幅譲渡し、重要5品目の3割、その他農産品98%の関税撤廃に合意しています。「農林水産品の重要5品目などの聖域の確保を最優先し、それが確保できないと判断した場合は脱退も辞さないものとする」（2013年4月18日～19日衆参農林水産委員会）との国会決議を守るべきです。

さらに政府が「守った」としている重要5品目の「例外」も7年後に米国など5か国と関税撤廃についての協議が義務付けられているなど、今回の「合意」は通過点に過ぎず、全農産品の関税撤廃を迫られる恐れがあります。これでは地域農業は立ち行きません。

さらに、医療をはじめ健康や暮らしを守る様々な規制・制度に関わる各種審議会に、参加国企業からの意見が表明できる規定さえあります。TPPと並行して行われてきた日米二か国協議では、米国からの規制緩和要求を担当省庁が窓口になり規制改革会議に諮るという主権放棄に等しいことにまで踏み込んでいます。

一方TPP協定は、少なくともGDPで85%以上及び6か国以上の批准がなければ成立せず、米国と日本のいずれかが批准しなければ成立しません。米国の動向は両大統領候補（11月選挙）が現状のTPPに反対を表明するなどますます混迷を深めており、TPPの発効自体危ぶまれています。このような中で日本が先んじて批准すべきではありません。

よって、今国会でTPP協定の批准は行わないことを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年9月27日

滋賀県蒲生郡日野町議会

議長 杉浦 和人